

令和 6 年 6 月 19 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議事日程

6月19日（最終日）

- 日程第1 議案第52号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第53号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第54号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 請願第2号 「金権腐敗政治を一掃するための意見書」の採択を求める請願
- 日程第5 閉会中の継続審査（調査）について

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森 宏子	2番	山本優作
3番	鈴木浩二	4番	片山陽市
5番	小嶋完作	6番	内田保
7番	石垣菊蔵	8番	服部光男
9番	藤井満久	10番	吉原一治
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	高田順平
総務部長	大岩幹治	総務課長	坂口増和
防災交通課長	石黒俊光	税務課長	宮地利佳
企画財政課長	滝本功	建設経済部長	田中直之
建設課長	山本剛	まちなみ環境課長	田中達也
産業振興課長	奥川広康	水道課長	山下哲矢
厚生部長	相川和英	住民課長	山本有里

ふくし課長	山下忠仁	健康こども課長	鈴木和芳
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木淳二
教育課長	富田和彦	成長戦略室長	山本剛資
会計管理者 兼会計課長	内田純慈		

#### 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	坂本有二	書記	松本満砂
書記	山下英将		

[ 開議 9時30分 ]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

去る6月5日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして誠にありがとうございました。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

---

日程第1 議案第52号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、議案第52号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第52号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る13日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、この条例改正は内容的に変更はあるか。答弁としまして、字句の整理等になりますので、内容的には変更ありません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第2 議案第53号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第2、議案第53号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

**○総務建設委員長（榎戸陵友君）**

ただいま上程されました議案第53号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（鈴木浩二君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第53号の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

#### ○6番(内田 保君)

それでは、議案第53号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

1点目、施行期日が令和6年5月27日としているところでございます。今日は6月19日です。一般的に遡及適用とするものは、その具体的な災害復旧や給料等の変更等の利益を及ぼすこと以外、遡及適用はすべきでないと言われております。社会生活の安定ということを考えると、法令の施行はその公布日以降とするのが通常です。

一般に、法令は国民の権利・義務に影響を与えるものである。既に発生し、成立した状態に対して、新しい法令をその施行の時点よりも遡って適用すること、すなわち法令の遡及適用は法的安定性を害し、国民の利益に不測の侵害を及ぼす可能性が高いため、原則として行うべきではないとされております。施行日を5月27日にどうしてもしたいなら、臨時議会をすべきです。わざわざ5月27日にすることは問題です。

2点目、初日の質疑でも明らかなように、この法案の本質が明確にされないような町当局の提案説明は問題です。ただ、国の法律が変わったから条例を変えるのではなく、正確で分かりやすい説明が求められます。今後期待します。

3点目、この法律は、昨年6月2日に国会で可決した22本もの法改定が含まれ、重大な問題が多数あるものの十分な説明もなく、今回、南知多町の条例に落とし込もうという、そういうものです。

その中でも第1の問題は、保険証廃止、マイナ保険証強要によって国民皆保険制度の崩壊を招くことです。法案は、マイナ保険証による資格確認ができない人に申請主義の資格確認書を創設し、国民健康保険、後期高齢者医療制度では、被保険者証を文言の法律から削除しています。マイナ保険証トラブルでは命に関わる問題であり、マイナ保険証を取得しにくい高齢者や障害者などは、医療を受ける権利が奪われることにもなりか

ねません。今の短期保険証の方への役場からの定期的な配慮もどうなるのか心配です。紙の保険証を残すべきです。医療を受け付ける権利が奪われることになりかねません。マイナ保険証の利用押しつけ、保険証廃止は撤回すべきです。

既にこの6月、南知多町でもある医療機関が、後期高齢者に対してマイナ保険証の押しつけで、今度持ってこなかったら10割負担をほのめかす脅しがあったことについて、住民から私のほうに相談がありました。南知多町の住民課長にも、後期高齢者保険の県の事務局にも通報したところですよ。

第2に、この法に基づく条例改正は、マイナンバーカードの拡大を図っています。そもそもマイナンバー制度は、プライバシーの侵害のリスクは避けられないものです。それゆえ、制度の発足は、社会保障、税、災害対策の3分野に限定して使用し、利用する事務情報連携も法律で規定し、マイナンバーを含む個人の情報の収集・保管は、本人の同意があっても禁止してきました。これを大転換して、マイナンバー利用の限定を外して、全ての行政分野において利用を推進し、法定事務に準ずる事務や条例で措置した自治体の事務は法定することなく利用できるようにするものです。マイナンバーの情報連携は、法改正なしに拡大可能としています。プライバシーの侵害の危険性を一層高めるものであり、認められません。

また、条例は、マイナンバーカードの普及、利用促進のために、本人から不同意の表明がなければ自動的に公金受取口座を登録し、マイナンバーカードの直接交付を緩和するなど、暗証番号等の安全確認策を後退させております。そして、さらに戸籍等の記載事項について、氏名のふりがなを追加し、今後生まれてくる子の名前は一般に認められている読み方に限定しております。デジタル化推進のため、任命権を侵害する内容まで盛り込んでいるのは大問題ですよ。

マイナンバーカードをめぐるまだ安心できる状態ではなく、トラブルが次々と発覚しております。いまだに国民に不安をさせております。このような不安を促進し、そしてマイナンバーカードに対しての信頼が置けない、そのような条例改正については反対をいたします。以上です。

#### ○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第54号 令和6年度南知多町一般会計補正予算(第1号)

#### ○議長(鈴木浩二君)

日程第3、議案第54号 令和6年度南知多町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

#### ○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第54号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課、室ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

教育課関係について。

質疑としまして、豊浜小学校の空調機器は何台更新するのか。答弁としまして、豊浜小学校北校舎1階から3階まで、合わせて5台を更新する予定です。

次の質疑としまして、AEDの収納ボックスは何台購入するのか。答弁としまして、5台の購入を予定しています。

住民課関係について。

質疑としまして、中長期在留者住居地届出等事務の対象となる事務はどのようなもの

か。答弁としまして、外国人の転入・転出等の事務が対象です。

次の質疑としまして、中長期在留者住居地届出等事務委託費の算出根拠に基準はあるのか。答弁としまして、対象事務ごとの標準処理時間に件数と職員の人件費を掛けて算出をします。

ふくし課関係について。

質疑としまして、物価高騰対応重点支援給付金給付システム改修の委託業者は同じ事業者を考えているのか。答弁としまして、これまでの実績から前回と同じ事業者を予定しています。

健康こども課関係について。

質疑としまして、児童手当制度の改正に伴い、対象となる数は何人を見込んでいるのか。答弁としまして、中学生までを1,180人、高校生年代を394人、所得超過分を40人の合計1,614人を見込んでいます。

次の質疑としまして、新型コロナワクチンの接種人数は何人を見込んでいるか。答弁としまして、2,730人の接種を見込んでいます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（鈴木浩二君）

次に、榎戸総務建設委員長。

#### ○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第54号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、室ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まちなみ環境課関係について。

質疑としまして、景観特派員が活用する情報発信ツールは何か。また、それを選定した理由は何か。答弁としまして、情報発信ツールはLINEです。インターネットを活用したサービスで、LINEの利用率が最も高いことからLINEを選定しました。

次の質疑としまして、委託業者との契約はどのような契約方式を考えているか。答弁としまして、契約方式は随意契約を予定しています。

税務課関係について。

質疑としまして、定額減税の対象者は何名を見込んでいるか。答弁としまして、6,695名を見込んでいます。

総務課関係について。

質疑としまして、コミュニティ助成事業補助金（一般コミュニティ）で豊浜地区が購入するものは何か。答弁としまして、地域活動で使用するためのワイヤレスアンプマイクシステム、草刈り機、充電式高枝チェーンソーなどです。

次の質疑としまして、標準化システム導入に係る調査分析等業務委託は単年度事業か。答弁としまして、単年度事業です。

防災交通課関係について。

質疑としまして、豊浜地区自主防災会が購入予定のワンタッチテントはどういう規格のものか。答弁としまして、イベント型テントで3.6m×3.6m、畳約8畳分の大きさのものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（鈴木浩二君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 請願第2号 「金権腐敗政治を一掃するための意見書」の採択を求める請願

#### ○議長（鈴木浩二君）

日程第4、請願第2号「金権腐敗政治を一掃するための意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました請願第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対して、各委員に意見を求めました。

意見としまして、この件については、既に国会で問題解決に向け審議されている段階であり、政治家自身が自浄すべき問題であるため、町議会として国に意見する必要はないとの意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、反対多数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、請願第2号「金権腐敗政治を一掃するための意見書」の採択を求める請願に賛成の立場から討論いたします。

自民党の安倍派、二階派等を中心にパーティーの裏金キックバックづくりの組織的犯罪、脱税疑惑に国民納税者から怒りが沸騰しております。自民党の愛知県の県会議員、名古屋市会議員、そして国会議員97人においても、法律違反のパーティー券の裏金キックバックを、そして脱税疑惑も指摘されております。

全国、愛知県の自民党金権政治を変えるためにも、この企業団体献金の禁止、裏金づくりに関与した政治家全員の証人喚問の請願申請は、今回の裏金づくり対策の中心とし

て当然であり、今一番の根本の問題を曖昧にしないため極めて真っ当であり、ここにこそ政治改革の肝があると考えます。各議員の皆さん、南知多町の議会としても、日本の金権腐敗を絶つ政治をつくるために、今こそ声を上げ、国の政治を変えるための責任を負っていると考えます。知らぬふりはすべきではありません。

企業団体献金は、禁止は既に三十数年前にリクルート事件、ゼネコン汚職など自民党の金権腐敗政治に国民の厳しい批判が向けられ、政治改革が政治の焦点となりました。1994年の国民1人250円の政党助成金制度を導入する約束で、5年後に企業団体献金については廃止の方向に踏み切るとされていました。

しかし、この約束は守らず、このときの政治改革は、政党支部への献金は認める、政治資金パーティーは残す、この2つの抜け道をつくり、企業団体献金を温存してきました。企業献金は自らその見返りをもたらすもので、本質的に賄賂性を持つものです。そもそも国民一人一人が自ら支持する政党に寄附することは、主権者として政治に参加する権利そのものです。

しかし、企業も社会的存在であるなどと正当化していますが、参政権を持たない企業が政治献金をすることは、国民の参政権を侵害するものです。営利を目的とする企業は、個人をはるかに超える巨大な財力で政治的影響力を行使するなら、政治は大企業、財界に向けたものになってしまうことは明らかです。

政党助成制度は、政治改革の下で企業団体献金を禁止するという口実で導入されましたが、いまだに企業団体献金は禁止されず、政党助成金と二重取りが続いています。こうした状況が腐敗政治を生み出す温床となり、政治の劣化と政党の墮落をつくり出しています。

政党は何よりも国民の中で活動し、国民の支持を得て、その活動資金をつくるということが基本でなければなりません。企業団体献金全面禁止、金権腐敗政治を根絶する道です。企業団体献金全面禁止は、5月18日、19日の毎日世論調査でも賛成54%、反対28%で、反対の2倍が賛成しています。

議員の皆さん、既に政治資金規正法の論議は衆議院を通過し、現在参議院で審議されています。自民党は今国会で収束させようとしております。

しかし、自民党の提案する政治資金の改定案は、政治資金裏金法なる悪法につくり変えられようとしています。衆議院での自民党3党の提案は、改正ではなく改悪です。それは6月17日にテレビ朝日で発表した世論調査でも明らかです。岸田内閣の支持率が政

権発足以来最低の19.1%になりました。不支持率は62.4%で、前回よりも1.6%上昇しましたが、読売の5月17日から19日の調査でも、自民党の対応を評価しないのが79%、評価するが14%となっています。

国民はだまされていません。今の自民党、公明党、維新が合意した政治資金規正法改定案を評価しないと答えた人は圧倒的数です。もともと安倍派5億7,945万円が政治資金報告書に不記載であり、そのお金が裏金の不正処理してきたものから始まりました。安倍派、二階派以外にも麻生、茂木派、自民党の全ての派閥にわたってパーティーが行われ、岸田派を含めて問題になっていました。

本来、この政治資金規正法の論議に入る前に、自民党からまずこの裏金づくりがいつ、どこで、誰の責任で、どのようにつくられたのかを原因究明を徹底することが必要でした。それを全くされないまま今の国会論議に入り、自民党は幕引きを図ろうとするのが現状です。

国会では、衆議院でも参議院でも全容を解明し、政治責任を明らかにし、金権腐敗の芽を断つ抜本改革をと岸田首相に答弁を求めております。裏金問題に深く関わるとされる森喜朗元首相が、岸田首相から電話を受け、裏金のことを聞かれていないと雑誌のインタビューで述べております。国民にうそをついたのかと国会で追及される岸田首相は、雑誌の記事一つ一つに答弁は控えるなどとしどろもどろになっています。森氏の電話の中身は答えない、同席者もいない、記録もない。これで真相解明ができるはずはありません。森元首相の証人喚問を求めても、応じもしませんでした。そして、一部の安倍、二階派の議員処分だけで4,000万円以下の自民党議員には軽く処分をする。自民党の責任者である岸田首相本人も処分しないという姿勢に国民は怒っております。

また、政治倫理審査会で裏金議員44名の審査を、自民党を含めて全会一致で5月14日に議決しましたが、申出はゼロです。真相解明に蓋をする自民党では抜本改革できません。

自民党の政治資金規正法改定案は、肝心の企業団体献金が禁止がありません。岸田首相は、企業献金で行政がゆがめられたわけではないと強弁しましたが、この20年間で、大企業の求めで法人税は30%から23.2%へ引き下げられ、その穴埋めとして、消費税は5%から10%へ増税されています。

国民の中に日建連という、そういう企業団体がございます。大林組や、それからゼネコンですね、鴻池組、その実態から見ても、新聞報道によれば、日本建設業連合会は、

加盟企業から自民党の政治資金団体、国民政治協会への献金は10年間で20億円を超えています。日本建設業会連合会が内部資料で自民党側が献金の要請額を示し、日本建設業連合会がそれに基づき会員企業に政治寄附の目安額を示し、割り振りをしていることが明らかになっています。自民党の国民政治協会が請求する4億7,100万円の献金、要請額に見合う6段階の金額で各社に割り振りがされております。自民党からの献金のあつせんにほかなりません。

日建連が2021年11月に大型工事に関わる予算の別枠計上などを求める要望書を出した際には、そのとおりの予算編成の仕組みが実現し、年末には日建連の会長が感謝のコメントまで出しております。

日本建設業界連合会員の企業が10年間で受注した公共事業額は27兆円を超えております。岸田首相は、自発的な寄附の協力をお願いしたものとしていますが、自発的どころか自民党のほうに政策に値札をつけて売ってきたものです。企業団体献金が賄賂となり、財界、大企業の利益を優先し、国民生活を顧みない政治腐敗を生み出したのは明らかです。

金権腐敗政治をなくす上で、企業団体献金と並ぶもう一つのあの自民党二階氏に毎年10億円ずつ支出されている5年で50億円というお金が、政策活動費の名の下で、全く用途の明細も支出が明らかにされない問題もございます。自民党の役職者に党勢拡大、政策立案、調査・研究との言葉を並べるだけで、具体的な支出が全く明らかにされていません。

今回、自民党、維新、公明党は、規制法修正案で政策活動費を明文化し、合法化した上で、領収書の公開は10年後とし、公開には黒塗りの余地も残すという悪法づくりをたくらんでおります。政治資金規正法の時効は5年です。全くブラックボックスに入れようとしています。

また、デジタル化と称して官報への掲載をやめ、過去の収支報告書に遡りができなくなる改悪もされようとしています。

議員の皆さん、このままに見過ごせば、自民党、公明党、維新の政治腐敗増進法となってしまう。政治資金規正法は、透明性、説明性で原則の下、常に国民の監視と批判の下に政治資金の実情を置き、政治への国民の関心を高めるものです。1994年に合意していた企業団体献金の精神に立ち返り、清潔な政治の刷新を南知多町議会としても求めていこうではありませんか。議員の皆さんに賛同を強くお願いいたします。

終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

2番、山本優作議員。

○2番（山本優作君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、請願第2号「金権腐敗政治を一掃するための意見書」の採択を求める請願について、反対の立場から討論させていただきます。

各政党が政治資金パーティーで裏金づくりをしていたことについては、マスコミ報道のとおり、国会で問題視されているところです。この問題については、既に国会で問題解決に向け審議されている段階であり、政治家自身が自浄すべき問題であるため、町議会として国に意見する必要はないと考えることから反対をするものです。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成1、反対10、賛成少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

---

日程第5 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長からの所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

---

○議長(鈴木浩二君)

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和6年第3回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

[ 閉会 10時04分 ]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 小 嶋 完 作

署 名 議 員 内 田 保